

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税の賦課徴収に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉敷市は、地方税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

倉敷市長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課、徴収に関する事務
②事務の内容 ※	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収に関する事務の概要は次のとおり。 1 納税義務者等からの申告書等や調査による課税事務 2 徴収金の管理や過誤納金の還付・充当等を行う収納事務 3 納期内に納付がない納税義務者への督促状等発送や滞納処分を行う滞納整理事務 4 納税義務者等の宛名情報管理事務 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（別添1を参照） 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報（データ）を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。 5 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 6 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 7 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 8 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 9 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 10 扶養是正情報等を国税庁へ通知する。 11 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等に基づきデータを連携する。
③対象人数	＜選択肢＞ [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の課税データの管理、収納や滞納の管理、納税義務者等の宛名の管理、市税に関する各種証明書の発行を行うシステムであり、次の機能を有する。 1 課税機能 (1)納税義務者等に関する基本情報の管理 (2)申告書等の情報の管理 (3)各税目の税額計算及び台帳の作成 (4)納税通知書等の帳票発行 2 収納管理機能 (1)収納情報の管理 (2)過誤納の還付・充当 (3)督促状等の帳票発行 3 滞納管理機能 (1)滞納情報の管理 (2)催告書等の帳票発行 4 宛名管理機能 (1)納税義務者等の住所・氏名・送付先等の宛名情報の管理 (2)納税義務者の口座情報の管理 5 証明発行機能 (1)市税に関する各種証明書の発行
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [] その他 ()

システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能 2 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号と紐付けて保存し、管理する機能 3 中間サーバー連携機能 中間サーバーまたは中間サーバー端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報等を通知する機能 4 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号に紐付く宛名情報を通知する機能 5 既存システム利用番号管理機能 既存システムで使用している利用番号を団体内統合宛名番号と紐付けて保存し、管理する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 中間サーバー ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 ・符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2 情報照会機能 ・情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能 3 情報提供機能 ・情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能 4 既存システム接続機能 ・中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住民基本台帳システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能 5 情報提供等記録管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6 情報提供データベース管理機能 ・特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能 7 データ送受信機能 ・中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8 セキュリティ管理機能 ・特定個人情報（連携対象）の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）から受信した情報提供NWS配信マスター情報を管理する機能 9 職員認証・権限管理機能 ・中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能 10 システム管理機能 ・バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 （

システム4

①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1 審査業務機能 (1)申告データ審査機能 申告データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (2)利用者通知機能 申告に関する連絡、利用者に対する連絡等のメッセージ送信、照会を行う機能 (3)利用届出審査機能 利用届出データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (4)申請・届出データ審査機能 申請・届出データの内容を審査し、審査状況等の更新や印刷を行う機能 (5)電子納税機能 納付書情報のアップロード、納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能 2 運用管理機能 (1)連携用ファイル出力機能 税務システムへ連携するための各種ファイルの出力を行う機能 (2)団体回付データ送受信機能 団体回付データの出力、確認及び審査サーバへの回付データ格納、削除、送信等を行う機能 (3)税務担当者管理機能 処理権限の登録、処理権限グループの設定等を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （地方税ポータルセンタ(eLTAX)） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム

システム5

①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)	
②システムの機能	1 国税連携データ受信機能 ・国税庁から送信された国税連携データの受信を行う機能 2 国税連携データ照会機能 ・国税庁から受信した国税連携データの検索、表示、印刷、ダウンロードを行う機能 3 団体間回送機能 ・他自治体へ課税資料等データの送信を行い、また、国税庁へ扶養是正情報等データの送信を行う機能 4 マスタ管理機能 ・国税連携システムを利用する際に必要な団体情報、利用者情報等の登録、更新を行う機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）	

システム6～10

システム6

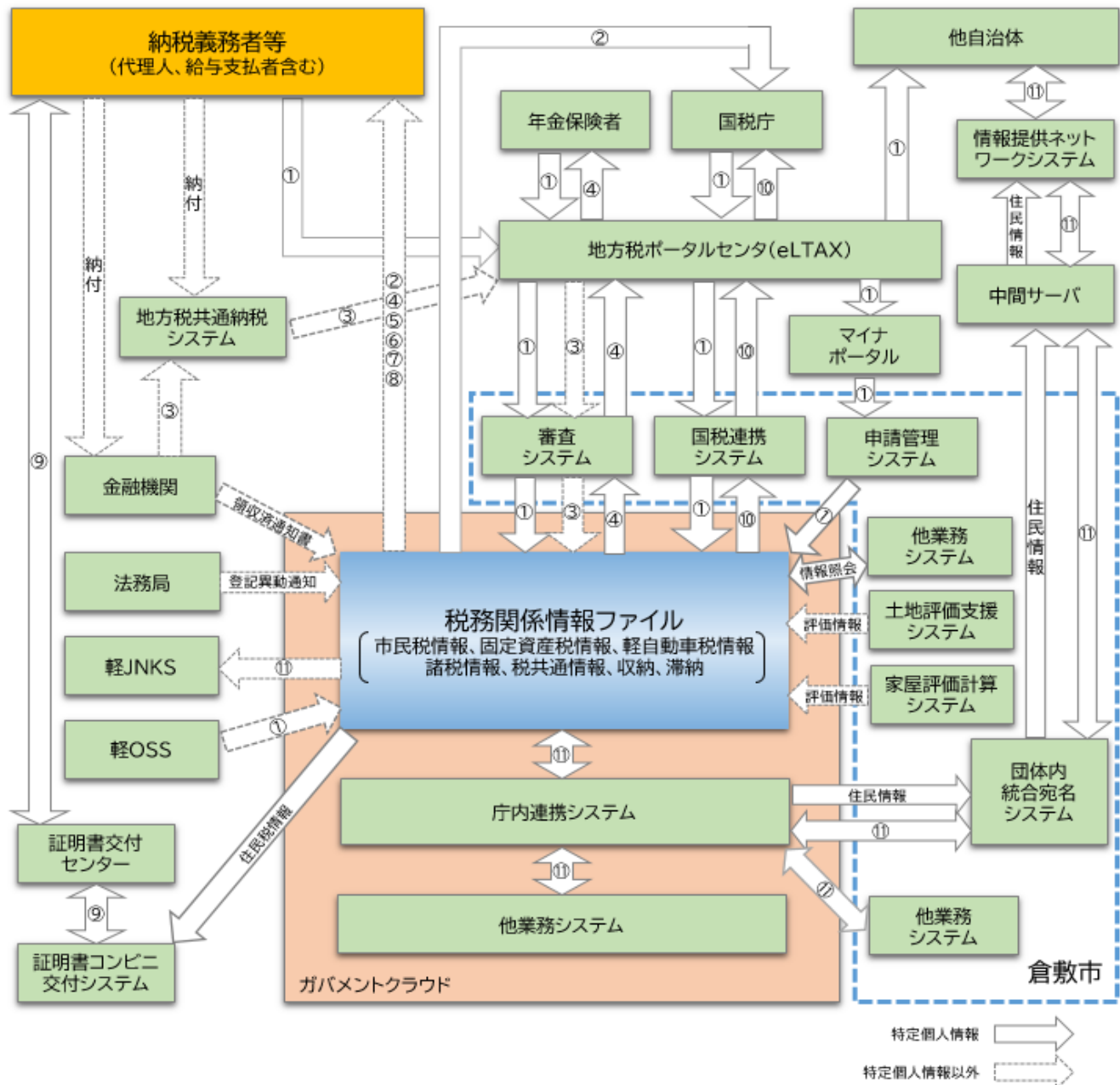
①システムの名称	土地評価支援システム	
②システムの機能	土地課税業務のうち、土地評価替作業及び一筆評価作業を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 標準地データの管理 2 路線データの管理 3 路線価格の算定 4 地番図等図形データの管理 5 航空写真データによる視覚的検証	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム

システム7	
①システムの名称	家屋評価計算システム
②システムの機能	家屋課税業務のうち、評価計算を支援するシステムであり、次の機能を有する。 1 家屋評価の計算 2 調査票の出力 3 統計用データの作成
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☐ その他 （ ）
システム8	
①システムの名称	証明書コンビニ交付システム
②システムの機能	1 LGWANを通じて既存業務システムからデータを受信し、税証明書に記載する情報を更新する。 2 証明書交付センターからの証明書発行要求に対して、税証明書データを作成し送信する機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 証明書交付センター ）
システム9	
①システムの名称	個人住民税申告ポータル
②システムの機能	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ マイナポータル申請管理 ）
システム10	
①システムの名称	マイナポータル申請管理
②システムの機能	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 （ 申請管理システム ）

システム11～15	
システム11	
①システムの名称	申請管理システム
②システムの機能	・ 業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・ 申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☒ その他 （マイナポータル申請管理 ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	特定個人情報ファイルを利用することで、納税義務者の特定や課税資料の把握を正確に行い、適正かつ公平な課税を行う必要がある。また、特定個人情報ファイルの情報連携を行うことで、申請の手間や行政の手続を省略化し、納税義務者等の利便性の向上を図る必要がある。
②実現が期待されるメリット	・より正確に納税義務者の特定が行え、正確な所得把握や課税資料の名寄せが容易になることにより、適正かつ公平な事務を行うことができる。 ・納税義務者等が証明書等の取得のために要している申請の手間や行政の手続を省略することができる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表において、上欄に「市町村長」が含まれているの項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民局税務部
②所属長の役職名	部長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- ① 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。
- ② 必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。
- ③ 納税義務者等の納付情報(データ)を受け取る。
- ④ 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。
- ⑤ 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。
- ⑥ 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。
- ⑦ 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。
- ⑧ 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。
- ⑨ 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。
- ⑩ 扶養は正情報等を国税庁へ通知する。
- ⑪ 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等に基づきデータを連携する。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務関係情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等
その必要性	公平・適正な賦課徴収業務を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 5情報(氏名、氏名の振仮名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (公金受取口座関係情報)
その妥当性	・個人番号、その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先、その他住民票関係情報:対象者の居住地、連絡先、世帯情報等を把握するために保有 ・国税関係情報:国税に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・地方税関係情報:市税の賦課・徴収を行うために保有 ・医療保険関係情報、介護保険関係情報:保険料の情報に基づき、控除を確認するために保有 ・障害者福祉関係情報:非課税者の抽出、減免及び控除の確認を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報:非課税者の抽出、減免及び控除の確認を行うために保有 ・年金関係情報:公的年金等支払報告書に係る情報に基づき、住民税額の算出を行うために保有 ・公金受取口座関係情報:納税義務者への過誤納還付を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	税務部税制課、市民税課、資産税課、納税課

3. 特定個人情報の入手・使用			
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 市民課、国民健康保険課、医療給付課、障がい福祉課、生活福祉課、介護保険課 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 国税庁、年金保険者 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） ☐ 民間事業者 （ 給与支払者 ） ☐ その他 （ ）	
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ 地方税ポータルセンタ(eLTAX) ）	
③入手の時期・頻度		・住民票関係情報については、住民基本台帳システムから随時異動データを連携することにより入手する。 ・その他業務関係情報等については、申告書等や情報提供ネットワークシステム等により、その都度必要な時に入手する。	
④入手に係る妥当性		地方税法に基づく課税事務を適正に行うため、納税義務者情報を正確に把握する必要があり、また、課税根拠となる資料の収集を確実に行う必要があるため。	
⑤本人への明示		番号法第9条に基づくもの。	
⑥使用目的 ※		地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による市税の賦課徴収又は調査の事務で使用し、正確性や事務効率の向上を目的としたもの。	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	税制課、市民税課、資産税課、納税課、各支所税務事務所・税務担当の係	
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		1 課税事務 ・納税義務者等からの申告書等や調査による情報を管理し、課税事務に使用する。 2 収納管理事務 ・納税の管理、過誤納の還付・充当や督促状発送等の収納管理事務に使用する。 3 滞納管理事務 ・納期内に納付がない納税義務者への催告書発送や滞納処分等の滞納整理事務に使用する。 4 宛名管理事務 ・納税義務者等の宛名情報や口座情報の管理に使用する。	
情報の突合 ※		市税の賦課や減免等のため、申告書等の内容と庁内他部署や情報提供ネットワークシステム等から入手した情報を突合させる。	
情報の統計分析 ※		課税状況調等、税務に関する統計分析は行うが、個人番号を用いた統計分析は行わない。	
権利利益に影響を与え得る決定 ※		市税の賦課、更正、減免	
⑨使用開始日		平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 1) 委託する 2) 委託しない 3) 件	
委託事項1		税務システム運用保守業務	
①委託内容		税務システムの運用及び保守業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その妥当性	税務システムの安定的な稼働を行うために、税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		100人以上500人未満 ＜選択肢＞ 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		○ 専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		富士通Japan株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託する ＜選択肢＞ 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	再委託申出書及び従事者名簿を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて許諾し、従事者から個人情報取扱いに関する誓約書を提出させる。	
	⑨再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等	
委託事項2～5			
委託事項2		データパンチ業務	
①委託内容		申告情報データのパンチ入力	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 ＜選択肢＞ 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等のうち、申告書等に記載された者	
	その妥当性	申告書等の大量の情報を電子データに変換する必要がある、特定個人情報ファイルの一部が委託の対象となる。	

③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [☒] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項3			
①委託内容		地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び課税調査対象者等	
	その妥当性	地方税ポータルシステムの安定的な稼働を行うために、地方税ポータルシステムASP提供業務において、特定個人情報ファイルの一部を委託の対象とする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (LGWAN(暗号化通信))	
⑤委託先名の確認方法		倉敷市情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名		株式会社 NTTデータ・アイ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	地方税共同機構に登録されたサポート事業者であることを前提に、再委託申出書を提出させ、申出が適切で合理的な理由であれば再委託承諾書にて承諾し、従事者には機密保持及び個人情報保護に関しては、委託先と同様に守秘義務を課している。	
	⑨再委託事項	サービス提供業務の支援及び作業	
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (72) 件 [☐] 移転を行っている (36) 件 [] 行っていない
提供先1	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者(別紙1参照)
①法令上の根拠	番号法第19条第8号
②提供先における用途	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用事務
③提供する情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報(別紙1参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (庁内連携システム) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度
提供先2～5	
提供先2	個人住民税の特別徴収義務者
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の4
②提供先における用途	特別徴収税額の決定及び変更の通知のため
③提供する情報	給与にかかる特別徴収税額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の特別徴収の対象となる給与所得者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時

提供先3	日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興、共済事業団及び地方公務員共済組合等	
①法令上の根拠	番号法第19条第1号、地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7第2項	
②提供先における用途	年金特別徴収事務	
③提供する情報	年金特別徴収税額	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	年金特別徴収対象者	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度	年金特別徴収税額の通知(7月)、年金特別徴収中止及び税額変更の通知(毎月)	
提供先4	国税庁長官	
①法令上の根拠	番号法第19条10号、地方税法第317条	
②提供先における用途	所得税及び復興特別所得税の適切な課税を行うため	
③提供する情報	地方税関係情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	扶養控除等否認情報及び申告もれ情報	
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (LGWAN)	
⑦時期・頻度	随時	

提供先5	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	倉敷市に対して電子申告を行った者のうち、倉敷市にて本人確認を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
提供先6～10	
提供先6	他自治体の長(市区町村)
①法令上の根拠	地方税法294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄付金税額控除に係る申告特例通知書:個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知:住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知:住登外課税とした者 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:寄付金税額控除に係る申告の特例となる寄付をした者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN) ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	住登外課税通知:5月ほか随時 寄付金税額控除に係る申告特例通知書:1月
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	庁内他部署(別紙2参照)	
①法令上の根拠	(別紙2参照)	
②移転先における用途	(別紙2参照)	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	納税義務者及び課税調査対象者等	
⑥移転方法	☒ 庁内連携システム ☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑦時期・頻度	提供依頼を受けた都度	
移転先2～5		
移転先6～10		
移転先11～15		
移転先16～20		

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜本市における措置＞ ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカード及び暗証番号で入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内で保管。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者は政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間 期間 その妥当性	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table> [20年以上] 地方税法の更正、決定等の期間制限の規定に基づき、文書管理規程において業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間を定めている。 ※上記のとおり、本市においては業務に係る行政文書の類型ごとに保存期間が異なるため、20年以上としている。	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
③消去方法		＜本市における措置＞ ・保存期間を超えたデータについて、システムにおいて一括処理にて削除する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データはアクセスが制御されているため、国及びガバメントクラウドのクラウド事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC 27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存税務システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。											
7. 備考													
—													

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名		
税務関係情報ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・対面等で入手する場合は、個人番号カードその他本人確認書類による本人確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行うおうとしている者からしか情報を受け付けられないようにシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得しなければならない。利用届出の提出や申告データ等を送信する際に、電子証明書によって電子署名を行う。電子証明書を使用して電子署名を行うことにより、なりすまし(第三者が利用者のふりをして申請すること)を防ぐことができる。また、利用届出や申告データ等に設定された提出先情報により、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から提出先自治体の審査システムの審査サーバへ配信されるようシステムで制御をしている。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、国税連携システム(eLTAX)は地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて国税庁としか繋がっておらず、国税庁から送信される情報以外を入手することはできない。 ・庁内連携システムから入手する場合、システム側の制御等により、対象者以外の情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・対面等で入手する場合は、必要な情報以外を誤って記載することがないよう、必要な情報のみを記載する様式とし、不必要な情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、利用者から法令等により定められた様式で受領することで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、国税庁から法令等により定められた様式で送信されることで、必要な情報以外を入手することを防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、必要項目以外は表示しないなど、不必要な情報を入手できないよう仕組みとして担保されている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対面等で入手する場合は、市庁舎等の窓口に限定し、地方税法等の規定に基づく方法に限定することで、不適切な情報の入手の防止に努める。 ・審査システム(eLTAX)から入手する場合、利用者ID及び暗証番号をシステムに登録している者が利用者として限定されることにより、不適切な方法で入手できないようにしている。 ・国税連携システム(eLTAX)から入手する場合、決められた必要な情報しか提供を受け付けられないようにシステムで制御することにより、不適切な方法で入手できないようにしている。 ・庁内連携システムから入手する場合、利用可能な職員を限定し利用可能な機能を制限することにより、不適切な方法で入手できないようにしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カード又は身分証明書等により本人確認を行う。 ・その他、番号法の規定に基づき本人確認を行う。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード等又は身分証明書等の提示を受けて宛名システム等の宛名情報と照合することにより、個人番号の真正性の確認を行う。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・入手した段階で、提出された添付資料等と照合を行い、正確性を確保している。 ・調査により収集した情報に基づいて、適宜職権で修正し、正確性を確保している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4： 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から入手するデータは、暗号化通信がされており、LGWANを用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、限定された回線を用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。 ・マイナポータル申請管理から入手する場合、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等を防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク		
宛名システム等における措置の内容	・宛名管理事務に必要な項目しか保有しない。 ・個人番号利用事務実施者以外からは特定個人情報へのアクセスが行えない制御としている。	
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税務システムには賦課徴収事務に必要な項目しか保有しない。また、他のシステムの必要ない情報との紐付けが行われない制御を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末起動及び税務システムは静脈による生体認証とID・パスワードにより使用できる二要素による認証を採用しており、なりすましや不正使用が行えないようにしている。	
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・発効管理：人事異動があった場合や権限変更があった場合には、所属長が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添った内容に変更する。 ・失効管理：所属長が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDを失効させている。	
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、所属長は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、管理表及び権限表を変更または削除する。	
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・税務システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセスログへの記録項目：処理日時、職員情報、端末情報、処理事由、宛名コード、処理内容など	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の利用は、法令等の規定がある事務以外では認められない旨を職員等に周知する。 ・職員に対するセキュリティ教育を年1回行っている。 ・非正規職員・委託先等の従業者については、契約時に業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をする。 ・アクセス記録管理を行っており、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外の利用を抑止している。 ・税務システムにおいては、当該職員の権限に応じて処理可能なメニューのみを表示することで、業務に不必要な処理を行えない仕組みとしている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	・特定個人情報の利用は、法令等の規定がある事務以外では認められない旨を職員等に周知する。 【業務端末】 ・外部媒体へのデータの書き出しは、業務上必要なもの以外行わない。また、その書き出しができる端末は入退室管理をしている情報政策室内のみに設置しており、パスワード管理を行い、作業者也特定している。 【サーバ】 ・システム上、管理者権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、ファイルを複製しないよう、管理者権限を与えられた者を含め、職員・委託先等に対し指導する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・業務端末には部外者から見えないよう画面にフィルターを付けている。 ・業務端末にはスクリーンセーバ等で一定時間を超えて画面表示しない。 ・スクリーンセーバの解除は静脈による認証とパスワードの入力を必須としている。		

☐ 委託しない

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・庁内連携システムを利用した情報の提供・移転については、すべて記録を残している。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・データ提供・移転先からの利用申請を求め、データ提供・移転元がその法的根拠等を判断し、承認を得たもののみ、データの提供・移転を許可する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・提供・移転は事前に申請されたものに限定し、庁内に閉じたネットワーク上にある庁内連携システム上でやりとりすることで、不適切な方法で提供・移転が行われることを防止している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関しては、地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等に基づき適切に提供すること、また、税務システムにおける論理チェックがなされた情報を通知することをシステム上担保している。 【誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関しては、システム定義に基づいて相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供・移転はなされないことをシステム上担保している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク		
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜本市における措置＞ ・税務システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不正な方法での提供を防止している。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<本市における措置> ・税務システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで、不適切な方法での提供を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<本市における措置> ・税務システムから中間サーバーへの情報提供は、専用のネットワークを介して自動的に行われることで誤った情報や誤った相手への提供を防止している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<本市における措置> 1 特定個人情報を保有する機器の設置場所について、以下の対策を行う。 (1)入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 (2)入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 (3)火災によるデータ消失を防ぐため施設内に消火設備を完備している。 (4)停電によるデータ消失を防ぐため無停電電源装置を付設している。 (5)入退室者を管理・特定するために監視カメラを設置している。 2 特定個人情報を保有する事務室について、以下の対策を行う。 (1)紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスを調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。

⑥技術的対策	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<本市における措置> 1 ウイルス対策ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、パターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 2 不正な外部からのアクセスについてはファイアウォールで遮断する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバ・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ④中間サーバ・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。 ⑤中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間サーバ・プラットフォームの事業者及びクラウドサービス事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ⑥中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑦中間サーバ・プラットフォームの移行の際は、中間サーバ・プラットフォームの事業者において、移行するデータを暗号化したうえで、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。
⑦バックアップ	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている] <選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
⑩死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の特定個人情報は、生存する個人の特定個人情報と分けて管理しないため、生存する個人の特定個人情報ファイルと同様の管理を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住民票関係情報については、住民基本台帳システムから随時異動データを連携することにより最新化する。また、住民基本台帳システムとの整合処理を定期的実施する。 ・その他の業務関係情報等については、申告書等や情報提供ネットワークシステム等により入手した都度更新し、最新化している。	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	☐ 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<本市における措置> ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、バッチ処理にて消去している。処理実施後、正しく消去されていることを所管課が確認する。 ・保存期間を経過した申告書等については、所管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をしている。 <ガバメントクラウドにおける措置> 特定個人情報を含むデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST SP800-88、ISO/IEC 27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<本市における措置> 評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、評価書に基づき作成したチェックリストにより年に1回、自己点検を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<本市における措置> 以下の観点で評価実施機関内の内部監査を定期的実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 ②政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者は、定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<本市における措置> ・職員及び派遣職員等に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修の実施を義務付け、秘密保持契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	
3. その他のリスク対策		
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度 (ISMAP) に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理 (入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部法務課 情報公開室 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3213
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	市ホームページ上に、請求先、請求方法、請求書様式等を掲載している。
③手数料等	[無 料] ＜選択肢＞ (手数料額、納付方法: 1) 有料 2) 無料)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	税関係情報ファイル、軽自動車税関係情報ファイル、個人住民税関係情報ファイル、固定資産税・都市計画税関係情報ファイル、収納関係情報ファイル、滞納関係情報ファイル
公表場所	市ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	税務部 税制課 710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地 電話番号 086-426-3175
②対応方法	・問合せを受け付けた際には、対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年7月1日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	倉敷市パブリックコメント手続要綱に基づきパブリックコメントによる意見聴取を実施する。パブリックコメントの実施に際しては、広報誌又はホームページへ掲載等を行い、公表の日からおおむね1箇月を目安に、市民が政策案について意見等を提出するための必要な期間を定め、意見等の提出を求めるものとする。
②実施日・期間	令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	令和7年8月7日(事前点検)、令和 年 月 日(最終点検)
②方法	情報システム有識者による内容の確認
③結果	文章における軽微な修正を行い、「特定個人情報保護評価書(事業の名称: 地方税の賦課徴収に関する事務)」について、適当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳ファイル

(1) 住民税賦課台帳

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報

<基本情報>

相当年度 宛名番号 賦課期日時点宛名情報 納税者番号 本人障害区分 生活扶助区分 寡フ区分 ひとり親区分 勤学区分 専従主 専従者 メモ情報 扶養関連情報 事業所基本情報 事業所課税情報 従業員情報

<資料情報>

相当年度 資料種別 資料番号 資料廃止理由 異動理由 異動内容 給報種別 カナ氏名 生年月日 性別 指定番号 個人番号 資料収入種別 事業所家屋敷区分 受給者番号 控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少) 夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分 寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分 乙欄 死亡退職 災害者 外国人 就職退職区分 就職退職年月日 年調未済区分 摘要欄 配偶者氏名 配偶者生年月日 扶養親族 扶養親族生年月日 扶養親族控除額 専従者氏名 専従者生年月日 専従者給与額 青色区分 専従配偶有無 専従その他 本人専従区分 納税者番号 特例適用条文 徴収希望 別居の控配扶養親族フラグ 事業税開廃業区分 事業税開廃業年月日 居住開始年月日 所得控除件数 所得控除 所得控除額

<賦課情報>

相当年度 宛名番号 徴収区分 課税区分 指定番号 受給者番号 控配区分 扶養親族人数(特定・同居老親・老人・他・同居特障・特別・他・年少) 夫あり区分 未成年者区分 本人障害区分 老年者区分 寡フ区分 ひとり親区分 勤労学生区分 均等割区分 生活扶助区分 青色区分 専従配偶有無 専従その他 専従者控除額 本人専従区分 非課税コード 所得割非課税措置サイン 更正事由 更正補足 更正補足メモ 減免理由 異動年月日 開始月期 済月期 特徴締めフラグ 年金締めフラグ 資料連絡箋出力対象フラグ 資料連絡箋出力理由 事業所家屋敷課税区分 特定居住損区分 居住開始年月日 所得控除件数

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳ファイル

(2) 固定資産税賦課台帳

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報 共有者情報 共有構成員情報 共有者排他管理情報 共有者履歴情報 共有構成員履歴情報

<土地情報>

土地一筆情報 画地情報 関連家屋情報 追加補正情報 標準地路線価情報 仮評価情報 類似土地情報 課税土地一筆情報 課税画地情報 課税関連家屋情報 課税追加補正情報 課税類似土地情報 土地表示権利履歴情報 特記情報 異動累積情報 土地排他管理情報 土地一筆履歴情報 画地履歴情報 関連家屋履歴情報 追加補正履歴情報 標準地路線価履歴情報 課税土地一筆履歴情報 課税画地履歴情報 課税関連家屋履歴情報 課税追加補正履歴情報 課税画地構成履歴情報 分合筆元先情報 造成費情報 補正定義情報 平均負担水準情報

<家屋情報>

家屋一棟情報 家屋明細情報 区分所有情報 区分構成員情報 家屋按分持分情報 共用建物関連情報 課税家屋一棟情報 課税家屋明細情報 課税区分所有情報 課税区分構成員情報 家屋特記情報 家屋外筆情報 家屋階別床面積情報 家屋表示権利履歴情報 家屋異動累積情報 家屋排他管理情報 家屋履歴情報 課税家屋履歴情報 再建築費評点補正率情報 経年減点補正率情報 評点数構成区分情報 家屋計算基礎値管理情報

<償却資産情報>

償却調査情報 償却特記情報 償却申告受付日計情報 償却課税異動累積情報 償却明細異動累積情報 償却電子申告管理情報 償却未償却残高情報 償却排他管理情報 償却課税更正履歴情報 償却明細更正履歴情報 償却申告管理履歴情報 償却減価率情報 償却課税仮登録情報 償却明細仮登録情報

<賦課情報>

賦課情報 賦課特記情報 賦課予定情報 賦課異動累積情報 調定管理情報 固定調定集計情報 物件更正異動情報 償却資産更正異動情報、賦課履歴情報 賦課予定履歴情報 名寄履歴情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

課税台帳ファイル

(3) 軽自動車税賦課台帳

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報

<車両情報>

車両コード 車両履歴番号 レコード区分 標識コード 標識記号 標識番号 車種コード 義務者宛名番号 所有者宛名番号 使用者宛名番号 車名コード その他車名 車両の通称名 車台番号 型式 年式 初年度検査年月 原動機型式 排気量 定格出力 認定番号 課非区分 税率区分 所有形態コード 登録理由コード 登録年月日 登録申告年月日 登録処理年月日 登録入力拠点コード 廃車理由コード 廃車年月日 廃車申告年月日 廃車処理年月日 廃車入力拠点コード 廃車受付拠点コード 保留減免有無フラグ 自治体コード 重課判定情報 軽課判定情報 判定不能区分 申告書区分 用途コード 自家用事業用別コード 燃料種類コード 車体形状コード 標識交付年月日 標識返納年月日 標識回収区分 原付標識区分 定置場区分 定置場自治体コード 定置場町名コード 定置場番地コード 定置場枝番コード 定置場番地編集区分

非保減免情報 特記情報 型式情報 電子申告書情報 課税物件異動情報 検査情報候補情報 検査情報照会 異動累積情報 軽J NKS情報 車両特記情報 帳票発行特記情報 車両修正履歴情報 非保減免修正履歴情報 車両異動回復 非保減免異動回復情報 システム管理情報 番号管理 税率情報 車種標識チェック 集計管理

<賦課情報>

車両コード 車両履歴番号 課税年度 賦課履歴番号 レコード区分 調定年度 通知書番号 調定履歴番号 課税状況コード 賦課異動理由コード 賦課異動年月日 賦課異動処理年月日 税率 減免額 年税額 通知税額 義務者宛名番号 納期限 通知年月日 通知書作成年月日 納税通知書種別 調定年月日 予定決定区分

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

収納管理台帳

＜宛名情報＞

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報(公金受取口座含む)

＜年調定情報＞

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 口振不能回数 年調定額 軽自動車コード 軽自動車車種 標識番号 標識記号 標識番号

＜月期別調定情報＞

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 期別 月別 納期限 個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額 本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額 延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日 退職人員数 退職通知書発付日 退職区民税差額 退職都民税差額 納期特例区分 督促状番号 督促状番号枝番 督促停止区分 督促状発付日 督促公示日 督促納期督促 取消日 法定納期限等 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損処理日 不納欠損区分 延滞金減免区分 延滞金確定日 延滞金執行日 口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日 変更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期

＜消込情報＞

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番 通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別 消込金額 消込本税額 消込延滞金 消込督促手数料 確定延滞金 未確定延滞金 消込処理情報 仮消込エラー情報

＜履歴情報＞

調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報 証明書発行履歴 充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴

＜その他収納管理情報＞

口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報 過誤納情報 還付通知書情報 過誤納管理情報 滞繰調定情報 滞繰異動情報 退職分納情報 退職徴収票情報 納付書情報 収納分納情報 控除不足管理情報

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

滞納整理台帳

<宛名情報>

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号 氏名情報 生年月日 性別 続柄 住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報 現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報 本籍・筆頭者情報 消除情報 国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報 相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報 納税管理人情報 納税管理人履歴情報 記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報 口座情報

<記事情報>

宛名番号 記事連番 記事年月日 記事時刻 記事コード 記事内容 折衝情報 交渉情報 予定情報 処分コード 調書番号

<滞納個人情報>

宛名番号 担当区分 地区コード 受入年月日 現年滞納額 滞納繰越額 滞納区分 最終折衝日 職業 滞納理由 滞納理由補足 特記事項 納付方法 訪問予定年月日 訪問予定日 訪問予定時刻 最終納付年月日 最終納付金額 最終催告種別 最終催告年月日 最終催告期限 催告停止日 催告停止期限 催告停止事由 返戻情報 実態調査情報 生活保護情報 差押情報(電話・不動産・給与・預金・郵貯・生保・債権) 繰上徴収件数 納付委託件数 分割納付件数 徴収猶予件数 延滞金減免件数 差押件数 参加差押件数 交付要求件数 換価猶予件数 処分停止件数 時効中断件数 時効予定日 臨戸分納区分 徴収区分 戸籍情報 連絡先情報

<分納情報>

処分コード 調書番号 処分連番 回数 指定期日 調定年度 課税年度 税目 通知書番号 事業年度開始日 申告区分 申告連番 期別 期別順番 本税分納額 督手分納額 延滞金分納額 加算金分納額 受付番号

<滞納整理情報>

滞納履歴 処分情報 処分調定情報 公売管理情報 財産情報 証券管理情報 納付指導計画

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	－	別表第二の項に38及び85の2を追加 【内容は評価書のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務部長 石井 通博	税務部長 山崎 厚広	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名の変更)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	57件	59件	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転提供・移転の有無	28件	33件	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	－	番号法別表第二の38項及び85の2に関する項目を追加 【内容は別紙1のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供	提供先:市教育委員会教育企画総務課 法令上の根拠:番号法第19条第9号に基づく条例を定める予定 提供先における用途:番号法別表第二の113項の第二欄に掲げる事務(高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	削除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(都道府県教育委員会への提供として整理)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙2)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供	－	提供先:市教育委員会学事課 法令上の根拠:倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条第3項 提供先における用途:番号法別表第二の38項の第二欄に掲げる事務(学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転「法令上の根拠」	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例第4条の各項に修正 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法9条第2項に基づく条例制定に伴う修正)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転	－	番号法別表第二の85の2項に関する項目を追加 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転	－	倉敷市行政手続における個人番号の利用に関する条例別表第2に規定する独自利用事務を追加 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法9条第2項に基づく条例制定に伴う修正)
平成29年3月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用ユーザー認証の管理 具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員はIDカードを保有し、IDカードを厳重に管理している。 ・保有するIDカードにより使用できる機能に制限をかけており、不正使用が行えないようにしている。	・税務システムを利用する職員は職員証及びIDカードを保有し、厳重に管理している。 ・保有する職員証により端末起動を、IDカードにより税務システムを使用できる二要素による認証を実施しており、不正使用が行えないようにしている。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年3月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、IDカード管理者が、その権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理:IDカード管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、IDカードを失効させている。	・発行管理:人事異動があった場合や権限変更があった場合には、IDカード管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理:IDカード管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、IDカードを失効させている。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年3月21日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード管理者は、権限情報を確認し、業務上アクセスが不要となったIDやアクセス権限を変更または削除する。	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDカードの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、一覧及び権限表を変更または削除する。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(平成27年12月25日総行情第77号に伴うセキュリティ強化)
平成29年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (1)住民税個人基本情報	－	61. 年金保険者用整理番号1仮から138. 予備－数字20まで項目追加	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(個人基本DBレイアウト変更に伴う変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (3)住民税資料情報	226. 予備－数字04	226. 住宅取得特定取得区分	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(資料DBレイアウト変更に伴う変更)
平成29年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (4)住民税賦課情報	391. 予備－区分03、392. 予備－区分04、 394. 予備－数字01、395. 予備－数字02、 414. 予備－数字23、415. 予備－数字24、 416. 予備－数字25	391. 寄附金申告特例区分、392. 年金特徴 制御区分6、394. 年金特徴3期期割額、39 5. 年金特徴4期期割額、414. 住宅取得等特 定取得区分、415. 寄附金申告特例控除額 市、416. 寄附金申告特例控除額県	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(賦課DBレイアウト変更に伴う変更)
平成29年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (5)情報公開DB情報	－	1～7までの記録項目を追加 【項目内容は別添2のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(情報公開DB新設に伴う変更)
平成29年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (6)住民税被扶養専従者資料情報	－	1～120までの記録項目を追加 【項目内容は別添2のとおり】	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(被扶養資料専従者DB新設に伴う変更)
平成30年4月1日	I 基本情報 7.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	税務部長 山崎 厚広	税務部長 妹尾 和治	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名の変更)
平成30年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (1)住民税個人基本情報	107. 市外被扶養専従主住所コード	107. 課税市区町村コード	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(個人基本DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (3)住民税資料情報	167. 控除－予備2	167. スイッチOTC薬控除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(資料DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (4)住民税賦課情報	146. 控除－予備2	146. スイッチOTC薬控除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(賦課DBレイアウト変更に伴う変更)
平成30年4月1日	II ファイルの概要 委託事項2 ⑥委託先名	三和計電株式会社	株式会社 両備システムズ	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
平成31年4月1日	様式変更	旧様式	新様式(H30.5様式4)	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。(様式の変更)
令和2年4月1日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	－	(別添1を参照) 3 納税義務者等の納付情報を受け取る を追加 以下項番修正	事前	
令和2年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ③他のシステムとの接続	[] 庁内連携システム	[○] 庁内連携システム	事前	
令和2年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	－	1 審査業務機能 (5)電子納税機能 納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能 を追加	事前	
令和2年4月1日	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム8	－	システム8 証明書コンビニ交付システム を追加	事前	
令和2年4月1日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	－	別表第二の項に20及び53を追加 【内容は評価書のとおり】	事前	
令和2年4月1日	(別添1)事務の内容	－	・③納付情報 を追加(備考欄も併せて修正) ・「証明書コンビニ交付システム」を追加(併せて、矢印等調整)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目	主な記録項目 ・業務関係情報 〔 〕年金関係情報	主な記録項目 ・業務関係情報 〔 ○ 〕年金関係情報	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	－	委託事項4 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 を追加	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	〔 ○ 〕提供を行っている（ 59件 ）	〔 ○ 〕提供を行っている（ 66件 ）	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先	－	提供先3～7 を追加	事前	
令和2年4月1日	（別紙1）特定個人情報の番号 法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	－	番号法別表第二の20項及び53項 を追加	事前	
令和2年4月1日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 3 固定資産税関係情報 （2）土地情報	186. 住宅戸数 187. 住非区分	186. 一筆住宅戸数 187. 一筆住非区分 「195. 区分所有減免率」を追加したため、195以降の項番を修正	事前	
令和2年4月1日	（別添2）特定個人情報ファイル記録項目 5 収納関係情報	－	（10）共通納税管理情報 を追加	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2.特定個人情報の入手（情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。） 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・庁内連携システムから入手する場合、対象者 以外の情報を入手できないよう仕組みとして担 保されている。	・庁内連携システムから入手する場合、システ ム側の制御等により、対象者以外の情報を入 手できないよう仕組みとして担保されている。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 2.特定個人情報の入手（情報 提供ネットワークシステムを通 じた入手を除く。） 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内 容	・庁内連携システムから入手する場合、不必要 な情報を入手できないよう仕組みとして担保さ れている。	・庁内連携システムから入手する場合、必要項 目以外は表示しないなど、不必要な情報を入手 できないよう仕組みとして担保されている。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者によっ て不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	・税務システムを利用する職員は職員証及びID カードを保有し、厳重に管理している。 ・保有する職員証により端末起動を、IDカードに より税務システムを使用できる二要素による認 証を実施しており、不正使用が行えないようにし ている。	・端末起動及び税務システムは静脈による生体 認証とID・パスワードにより使用できる二要素に よる認証を採用しており、なりすましや不正使用 が行えないようにしている。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者によっ て不正に使用されるリスク アクセス権限の発効・失効の 管理 具体的な管理方法	・発行管理：人事異動があった場合や権限変更 があった場合には、IDカード管理者が、端末起 動が可能な職員情報を管理するとともに、その 権限に添ったIDカードを発行する。 ・失効管理：IDカード管理者が、権限を有してい た職員の人事異動情報を確認し、異動退職が あった際は端末起動が可能な職員情報を管理 するとともに、アクセス権限を更新し、不要なID カードを失効させている。	・発行管理：人事異動があった場合や権限変更 があった場合には、端末管理者が、端末起動が 可能な職員情報を管理するとともに、その権限 に添った内容に変更する。 ・失効管理：端末管理者が、権限を有していた 職員の人事異動情報を確認し、異動退職が あった際は端末起動が可能な職員情報を管理 するとともに、アクセス権限を更新し、不要なID を失効させている。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3.特定個人情報の使用 リスク2：権限のない者によっ て不正に使用されるリスク アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理 表及びIDカードの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、IDカード 管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務 上アクセスが不要となった職員について、一覧 及び権限表を変更または削除する。	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理 表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、端末管理 者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上ア クセスが不要となった職員について、管理表及 び権限表を変更または削除する。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用における その他のリスク及びそのリスク に対する措置	・スクリーンセーバの解除はユーザーIDとパス ワード入力を必須としている。	・スクリーンセーバの解除は静脈による認証と パスワードの入力を必須としている。	事前	
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6.情報提供ネットワークシステ ムとの接続 リスク2：安全が保たれない方 法によって入手が行われるリ スク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3:入手した特定個人情報 が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	特定個人情報保護委員会	個人情報保護委員会	事前	
令和2年4月1日	Ⅳ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	平成27年1月5日(月)から2月4日(水)まで	令和元年12月16日(月)から令和2年1月15 日(水)まで	事前	
令和2年4月1日	Ⅳ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	①1 平成27年2月13日・20日 2 平成27年3月9日	1 令和2年2月10日	事前	
令和2年4月1日	Ⅳ 評価実施手続 3.第三者点検 ②方法	1 情報システムに知見を有する有識者(2名 岡山大学及び岡山理科大学)による点検を受け た。 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審議会によ る点検を受けた。	1 倉敷市情報公開・個人情報保護審議会によ る点検を受けた。	事前	
令和2年4月1日	Ⅳ 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	1 情報システムに知見を有する有識者による 点検 「内容について問題はない。」との全体評価で あったが、そのうえで、「情報の漏えいは、シス テム面の問題より『人』に原因がある場合が圧 倒的に多く、評価書においても、もう少し踏み込 んだ表現はできないか。」との観点から指摘を いただいた。指摘を踏まえ、以下の点について 評価書を一部修正した。 ・監視カメラの設置 ・主体者及び実施時期等の明記 2 倉敷市情報公開・個人情報保護審議会によ る点検 「委託業者に対する教育・啓発に関する措置に ついて、さらに具体的な記載をすることを検討し てもらいたい」との意見をいただいた。意見を踏 まえ、個人情報保護に関する研修の実施の義 務付けを明記した。	「特定個人情報保護評価書(事業の名称:地方 税の賦課徴収に関する事務)」について、審議 の結果、適当であると認められた。	事前	
令和3年8月31日	Ⅰ 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り 扱う事務において使用するシ ステム システム7 ②システムの機能	家屋課税業務のうち、家屋評価替作業及び評 価作業を支援するシステムであり、次の機能を 有する。 1 家屋評価の算定 2 調査票の出力 3 統計用データの作成	家屋課税業務のうち、評価計算を支援するシス テムであり、次の機能を有する。 1 家屋評価の計算 2 調査票の出力 3 統計用データの作成	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。
令和3年8月31日	Ⅰ 基本情報 6.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(番号法の改 正)
令和3年8月31日	(別添1)事務の内容	⑪情報連携	⑫情報連携	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項1 ⑥委託先名	富士通株式会社	富士通Japan株式会社	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 4.特定個人情報ファイルの取 り扱いの委託 委託事項3 ⑥委託先名	株式会社 リョービシステムサービス	株式会社 両備システムズ	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先1 ①法令上の根拠 ②提供先における用途	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。(番号法の改 正)
令和3年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 5.特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先4 ①法令上の根拠	番号法第19条第9号	番号法第19条第1号	事後	重要な変更にあたらないた め、事前の提出・公表が義務 づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (3)住民税資料情報	124. 所得－予備7、 227. 予備－数字05、228. 予備－数字06、 229. 予備－数字07、230. 予備－数字08、 231. 予備－数字09、232. 予備－数字10、 233. 予備－数字11、234. 予備－数字12、 235. 予備－数字13、 271. 予備－区分01、272. 予備－区分02、 273. 予備－区分03	124. 業務雑所得、 227. 特定支出前給与所得、228. 所得金額調整控除前給与所得、229. 所得金額調整控除入力値、230. 所得金額調整控除、231. 所得金額調整控除1、232. 所得金額調整控除2、233. 公的年金以外合計所得、234. 分配時調整外国税相当額控除、235. 雑所得入力値、 271. 同一生計配偶者、272. 所得金額調整控除適用区分、273. ひとり親	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年8月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 2 住民税関係情報 (4)住民税賦課情報	106. 所得－予備7、 393. 予備－区分05、396. 予備－数字03、 417. 予備－数字26、418. 予備－数字27、 419. 予備－数字28、420. 予備－数字29、 421. 予備－数字30、422. 予備－数字31、 423. 予備－数字32、424. 予備－数字33、 425. 予備－数字34、426. 予備－数字35	106. 業務雑所得、 393. ひとり親、396. 所得金額調整控除1項フラグ、 417. 簡易申告給報分所得控除、418. 所得金額調整控除適用区分、419. 特定支出前給与所得、420. 所得金額調整控除前給与所得、421. 所得金額調整控除、422. 所得金額調整控除1、423. 所得金額調整控除2、424. 公的年金以外合計所得、425. ひとり親控除、426. 分配時調整外国税相当額控除	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和3年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第2及び第19条第15号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事前	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法の改正)
令和4年8月31日	I 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	－	別表第二の項に30項及び121項を追加 【内容は評価書のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
令和4年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙1)特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	－	番号法別表第二の30項及び121項を追加 【内容は別紙1のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(番号法別表第二改正に伴う対象事務の追加)
令和4年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転「移転先」	福祉部 保険部	担当部署名の変更及び移転先(社会福祉部臨時特別給付金室)の追加 【内容は別紙3のとおり】	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	(別添1)事務の内容	－	・⑬納付状況 を追加(備考欄も併せて修正) ・「軽自OSS」「軽JNKS」を追加(併せて、矢印等調整)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目	主な記録項目 ・業務関係情報 〔 〕その他 ()	主な記録項目 ・業務関係情報 〔 ○ 〕その他(公金受取口座関係情報) その妥当性 ・公金受取口座関係情報の追加	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ⑥委託先名	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社 NTTデータ	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	〔 ○ 〕提供を行っている(66)件 〔 ○ 〕移転を行っている(33)件	〔 ○ 〕提供を行っている(63)件 〔 ○ 〕移転を行っている(34)件	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 5 収納関係情報	－	(11)納付書情報 を追加	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークサービスを通じた入手を除く。) リスク3:入手した個人情報が不正確であるリスク 入手の際の本人確認の措置の内容	・個人番号カード又通知カードと身分証明書により本人確認を行う。	・個人番号カード又は身分証明書等により本人確認を行う。	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークサービスを通じた入手を除く。) リスク3:入手した個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容	・個人番号カード又は通知カードと身分証明書等の提示を受け、宛名システム等の宛名情報と照合することにより、個人番号の真正性の確認を行う。	・個人番号カード等又は身分証明書等の提示を受け、宛名システム等の宛名情報と照合することにより、個人番号の真正性の確認を行う。	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容	【サーバ】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報政策課での作業に限定されている。	【サーバ】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報政策室での作業に限定されている。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和5年8月31日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報の提供ルール 委託先と委託元間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	・データパンチ業務委託については、入力原票の受け渡し時に入力原票の種類・数量等を記載した送付票の授受を行い、所管課と情報政策課がそれを確認している。	・データパンチ業務委託については、入力原票の受け渡し時に入力原票の種類・数量等を記載した送付票の授受を行い、所管課と情報政策室がそれを確認している。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和6年9月30日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（別添1を参照） 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ通知する。 5 納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。 6 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 7 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 8 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 9 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 10 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 11 扶養は正情報等を国税庁へ通知する。 12 必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（別添1を参照） 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ通知する。 5 納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。 6 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 7 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 8 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 9 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 10 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 11 扶養は正情報等を国税庁へ通知する。 12 必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。 13 軽自動車税種別割における車両ごとの納付状況をデータで送付する。 14 税標準準拠システム移行作業及び庁内連携作業を行う。	事前	
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税務システム	税務システム（既存税務システム及び税標準準拠システムと同義）	事前	
令和6年9月30日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4 ②システムの機能	(5)電子納税機能 納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能	(5)電子納税機能 納付書情報のアップロード納付データの検索、印刷やダウンロードを行う機能	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16号	番号法第9条第1項 別表第一 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一において、上欄に「市町村長」が含まれているの項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項	事後	
令和6年9月30日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会】番号法第19条第8号 別表第二の27項 【情報提供】番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121項	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれている項のうち、第2欄(事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	事後	
令和6年9月30日	(別添1)事務の内容	税務システム	既存税務システム	事前	
令和6年9月30日	(別添1)事務の内容	—	・「⑩税標準準拠システム移行」を追加(備考欄も併せて修正) ・「ガバメントクラウド(税標準準拠システム)」を追加(併せて、矢印等調整) ・「証明書コンビニ交付システム」を倉敷市枠外に移動	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3.特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	2 収納管理事務 ・納税の管理や過誤納の還付・充当等の収納管理事務に使用する。 3 滞納管理事務 ・納期内に納付がない納税義務者への督促状等発送や滞納処分等の滞納整理事務に使用する。	2 収納管理事務 ・納税の管理、過誤納の還付・充当や督促状発送等の収納管理事務に使用する。 3 滞納管理事務 ・納期内に納付がない納税義務者への催告書発送や滞納処分等の滞納整理事務に使用する。	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	3件	5件	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	税務システム運用保守業務	既存税務システム運用保守業務	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	税務システムの運用及び保守業務	既存税務システムの運用及び保守業務	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	税務システムの安定的な稼働を行うために、税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	既存税務システムの安定的な稼働を行うために、既存税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	－	委託事項5 税標準準拠システム移行作業 を追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2（別紙1を参照）	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先2 ②提供先における用途	（別紙2を参照）	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務（別紙2を参照）	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	－	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ を追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	－	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ を追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙1）特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	第3欄 法令上の根拠 第4欄 提供先における用途	（法令上の根拠 削除） 第3欄 提供先における用途	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙2）特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供 1 市教育委員会学事課	番号法別表第二の38項の第二欄に掲げる事務（学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの）	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙3）特定個人情報の移転 移転先における用途 1 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の8項の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙3）特定個人情報の移転 移転先における用途 2 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の9項の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの）	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 （別紙3）特定個人情報の移転 移転先における用途 3 社会福祉部障がい福祉課	番号法別表第二の11項の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの）	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務（児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの）	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 4 子ども未来部保育・幼稚園課	番号法別表第二の16項の第二欄に掲げる事務 (児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 5 子ども未来部子ども相談センター	番号法別表第二の16項の第二欄に掲げる事務 (児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 6 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の18項の第二欄に掲げる事務 (予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 7 社会福祉部生活福祉課	番号法別表第二の26項の第二欄に掲げる事務 (生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 8 建築部住宅課	番号法別表第二の31項の第二欄に掲げる事務 (公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 9 健康福祉部国民健康保険課	番号法別表第二の42項の第二欄に掲げる事務 (国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 10 建築部住宅課	番号法別表第二の54項の第二欄に掲げる事務 (住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 11 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の57項の第二欄に掲げる事務 (児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 12 健康福祉部健康長寿課	番号法別表第二の61項の第二欄に掲げる事務 (老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 13 健康福祉部健康長寿課	番号法別表第二の62項の第二欄に掲げる事務 (老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 14 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の63項の第二欄に掲げる事務 (母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 15 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の64項の第二欄に掲げる事務 (母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又で定めるものは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又で定めるものは寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 16 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の65項の第二欄に掲げる事務 (母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 17 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の66項の第二欄に掲げる事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 18 社会福祉部障がい福祉課	番号法別表第二の67項の第二欄に掲げる事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 19 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の70項の第二欄に掲げる事務 (母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 20 子ども未来部子育て支援課	番号法別表第二の74項の第二欄に掲げる事務 (児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 21 健康福祉部医療給付課	番号法別表第二の80項の第二欄に掲げる事務 (高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 22 建築部住宅課	番号法別表第二の85項の2の第二欄に掲げる事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 23 社会福祉部生活福祉課	番号法別表第二の87項の第二欄に掲げる事務 (中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 24 健康福祉部介護保険課	番号法別表第二の94項の第二欄に掲げる事務 (介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 25 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の97項の第二欄に掲げる事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 26 社会福祉部障がい福祉課	番号法別表第二の108項の第二欄に掲げる事務 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 27 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の108項の第二欄に掲げる事務 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 28 子ども未来部保育・幼稚園課	番号法別表第二の116項の第二欄に掲げる事務 (子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 29 倉敷市保健所保健課	番号法別表第二の120項の第二欄に掲げる事務 (難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (別紙3)特定個人情報の移転 移転先における用途 34 社会福祉部臨時特別給付金室	番号法別表第二の121項の第二欄に掲げる事務 (公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	番号法別表第二の第二欄に掲げる事務(公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	—	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<本市における措置> 1 コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。	<本市における措置> 1 ウイルス対策ソフトを使用し、サーバー・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、パターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。	事後	
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏 洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	—	<ガバメントクラウドにおける措置> 追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリスク	・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、所管課がバッチ処理にて消去している。 ・保存期間を経過した申告書等については、所管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をしている。	<本市における措置> ・保存期間を経過したデータベースに格納された特定個人情報については、所管課がバッチ処理にて消去している。 ・保存期間を経過した申告書等については、所管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をしている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅳ その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	—	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ 追加	事前	
令和6年9月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている	事後	
令和6年9月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	—	税関係情報ファイル、軽自動車税関係情報ファイル、個人住民税関係情報ファイル、固定資産税・都市計画税関係情報ファイル、収納関係情報ファイル、滞納関係情報ファイル	事後	
令和6年9月30日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所	—	市ホームページ	事後	
令和6年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	令和元年12月16日(月)から令和2年1月15日(水)まで	令和6年7月25日(木)から令和6年8月26日(月)まで	事前	
令和6年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	2020/2/10	令和6年7月3日(事前点検)、令和6年9月2日(最終点検)	事前	
令和6年9月30日	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ②方法	倉敷市情報公開・個人情報保護審議会による点検を受けた。	情報システム有識者による内容の確認	事前	
令和6年9月30日	Ⅳ 評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	「特定個人情報保護評価書(事業の名称:地方税の賦課徴収に関する事務)」について、審議の結果、適当であると認められた。	文章における軽微な修正を行い、「特定個人情報保護評価書(事業の名称:地方税の賦課徴収に関する事務)」について、適当であると認められた。	事前	
令和7年6月30日	Ⅰ 基本情報 5.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一において、上欄に「市町村長」が含まれているの項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項	番号法第9条第1項 別表 ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表において、上欄に「市町村長」が含まれているの項のうち、下欄に地方税に関する事務が含まれている項	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅰ 基本情報 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二において、第1欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれている項のうち、第2欄(事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第20条)	(情報提供の根拠) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第三欄(情報提供者)が「市長村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (情報照会の根拠) 「番号法第19条第8号に基づく主務省令」第2条の表の第一欄(情報照会者)が「市長村長」のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)が「地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務」となっている項	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2.基本情報 ④記録される項目	主な記録項目 ・連絡先等情報 〔○〕4情報(氏名、性別、生年月日、住所)	主な記録項目 ・連絡先等情報 〔○〕5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務 ⑥委託先名	株式会社 NTTデータ	株式会社 NTTデータ・アイ	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	[○]提供を行っている（ 63）件 [○]移転を行っている（ 34）件	[○]提供を行っている（72）件 [○]移転を行っている（36）件	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1	番号法第19条第8号別表第2の第1欄に掲げる者（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める情報照会者（別紙1参照）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第2	番号法第19条第8号	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ②提供先における用途	番号法第19条第8号別表第2の第2欄に掲げる事務（別紙1参照）	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各特定個人番号利用事務	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先 1 ③提供する情報	住民税関係情報	番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令に定める各利用特定個人情報（別紙1参照）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	（別紙1）	（別紙1）特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者への提供	（別紙1）特定個人情報の提供先 ※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行による変更	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先2 庁内他部署	削除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	（別紙2）	（別紙2）特定個人情報の番号法別表第二の第1欄に掲げる者以外への提供	（別紙1）に含むため削除	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	提供先3 個人住民税の特別徴収義務者 提供先4 日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興、共済事業団及び地方公務員共済組合等 提供先5 国税庁長官 提供先6 地方税共同機構 提供先7 他自治体の長（市区町村）	提供先2 個人住民税の特別徴収義務者 提供先3 日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興、共済事業団及び地方公務員共済組合等 提供先4 国税庁長官 提供先5 地方税共同機構 提供先6 他自治体の長（市区町村）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 1	庁内他部署（別紙3参照）	庁内他部署（別紙2参照）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 1 ①法令上の根拠	（別紙3参照）	（別紙2参照）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 移転先 1 ②移転先における用途	（別紙3参照）	（別紙2参照）	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。
令和7年6月30日	（別紙）	（別紙3）特定個人情報の移転	（別紙2）特定個人情報の移転先 ※番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令の施行による変更	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②クラウドサービス事業者が保有・管理する環境において、障害やメンテナンス等によりディスクやハード等を交換する際は、クラウドサービス事業者において、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に準拠したデータの暗号化消去及び物理的破壊を行う。 さらに、第三者の監査機関が定期的に発行するレポートにより、クラウドサービス事業者において、確実にデータの暗号化消去及び物理的破壊が行われていることを確認する。 ③中間サーバー・プラットフォームの移行の際は、地方公共団体情報システム機構及び中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、データセンターに設置しているディスクやハード等を物理的破壊により完全に消去する。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等、クラウドサービス事業者の業務は、クラウドサービスの提供であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6：不適切な方法で提供されるリスク	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者及びクラウドサービス事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。 なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。 ・ISO/IEC 27017、ISO/IEC 27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏洩・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①～③	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ④～⑦ 追加	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
令和7年6月30日	Ⅳ その他のリスク対策 1.監査 ②監査 具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。		事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年6月30日	IV その他のリスク対策 3.その他のリスク対策	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）に登録されたクラウドサービス事業者による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事後	重要な変更にあたらないため、事前の提出・公表が義務づけられない。（令和7年5月2日地方公共団体情報システム機構通知による）
	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（別添1を参照） 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者等や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ通知する。 5 納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。 6 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 7 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 8 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 9 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 10 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 11 扶養是正情報等を国税庁へ通知する。 12 必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。 13 軽自動車税種別割における車両ごとの納付状況をデータで送付する。 14 税標準準拠システム移行作業及び庁内連携作業を行う。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報等を次の事務で取り扱う。（別添1を参照） 1 納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 2 必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。 3 納税義務者等の納付情報（データ）を受け取る。 4 上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。 5 過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 6 納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 7 督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 8 納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 9 税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 10 扶養是正情報等を国税庁へ通知する。 11 地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等に基づきデータを連携する。	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ①システムの名称	税務システム（既存税務システム及び税標準準拠システムと同義）	税務システム	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	2 収納管理機能 (1)収納情報の管理 (2)過誤納の還付・充当 3 滞納管理機能 (1)滞納情報の管理 (2)督促状等の帳票発行	2 収納管理機能 (1)収納情報の管理 (2)過誤納の還付・充当 (3)督促状等の帳票発行 3 滞納管理機能 (1)滞納情報の管理 (2)催告書等の帳票発行	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ①システムの名称	—	個人住民税申告ポータル	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ②システムの機能	—	個人住民税についてオンラインで申告ができる機能	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム9 ③他システムとの接続	—	[○]その他（マイナポータル申請管理）	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ①システムの名称	—	マイナポータル申請管理	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ②システムの機能	—	住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を地方公共団体に公開する機能	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム10 ③他システムとの接続	—	[○]その他（申請管理システム）	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ①システムの名称	—	申請管理システム	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ②システムの機能	—	・業務別データベースへの申請データの格納 マイナポータル申請管理でダウンロードしたデータを復号し、各業務用フォルダに申請データを格納する機能 ・申請内容照会と審査状況管理 申請内容の確認や審査を行うため、申請データの参照や添付書類等の確認、申請データごとに審査状況のステータス管理を行う機能	事前	
	I 基本情報 2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム11 ③他システムとの接続	—	[○]その他(マイナポータル申請管理)	事前	
	(別添1)事務の内容	—	以下による図の見直し ・税務関係情報ファイルのガバメントクラウド移行 ・標準仕様書等に基づいたデータ連携の実施	事前	
	(別添1)事務の内容 (備考)	①納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 ②必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。 ③納税義務者等の納付情報を受け取る。 ④上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。 ⑤納税義務者の納付状況の確認を金融機関等からの領収済通知書で行う。 ⑥過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 ⑦納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 ⑧督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 ⑨納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 ⑩税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 ⑪扶養は正情報等を国税庁へ通知する。 ⑫必要に応じて番号法等に基づき生活保護情報等の情報連携を行う。 ⑬軽自動車税種別割における車両ごとの納付状況をデータで送付する。 ⑭税標準準拠システム移行作業及び庁内連携作業を行う。	①納税義務者等、国税庁、年金保険者、他自治体から申告書等を受け付け、確認を行う。 ②必要に応じて納税義務者や申告書等の内容について、調査を行う。 ③納税義務者等の納付情報(データ)を受け取る。 ④上記により決定した賦課内容等を納税義務者等、年金保険者へ納税通知書又は税額通知書等で通知する。 ⑤過誤納付があった場合は、納税義務者へ還付、充当通知を行う。 ⑥納期限までに納付されない納税義務者へ督促状を発送する。 ⑦督促後、法定期間を過ぎても納付のない納税義務者に対し、滞納処分を行う。 ⑧納税義務者等からの申告等により、標識交付証明書等を交付する。 ⑨税に関する各種証明書の申請があった場合は、申請に応じた証明書を交付する。 ⑩扶養は正情報等を国税庁へ通知する。 ⑪地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書等に基づきデータを連携する。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	5件	3件	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1	既存税務システム運用保守業務	税務システム運用保守業務	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ①委託内容	既存税務システムの運用及び保守業務	税務システムの運用及び保守業務	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	既存税務システムの安定的な稼働を行うために、既存税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	税務システムの安定的な稼働を行うために、税務システム運用保守業務において、特定個人情報ファイルの全体を委託の対象とする必要がある。	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先における取扱者数	10人以上50人未満	100人以上500人未満	事前	
	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[]専用線 [○]その他 (庁内にてシステムの直接操作)	[○]専用線 []その他 ()	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 再委託 ⑨再委託事項	システムの保守・運用業務における作業担当として、技術支援作業を行う。	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハール支援、障害発生時の対応支援等	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項2 システムオペレーション業務 委託事項5 税標準準拠システム移行作業	削除	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託	委託事項3 データパンチ業務 委託事項4 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	委託事項2 データパンチ業務 委託事項3 地方税ポータルシステムASPサービス提供業務	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供先1 ⑥提供方法	[○]情報提供ネットワークシステム []その他（ ）	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他（庁内連携システム）	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<本市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカードで入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内で保管。	<本市における措置> ・セキュリティカードによる入退室管理を行っている部屋の、更にセキュリティカード及び暗証番号で入退室管理を行っているサーバ室に設置したサーバ内で保管。 ・基幹システムにデータを移動するための外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。	事前	
	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<本市における措置> ・保存期間を超えたデータについて、システムにおいて一括処理にて削除する。	<本市における措置> ・保存期間を超えたデータについて、システムにおいて一括処理にて削除する。 ・外部記憶媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに消去する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2.特定個人情報の入手 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から入手するデータは、暗号化通信がされており、LGWANを用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、限定された回線を用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。	・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から入手するデータは、暗号化通信がされており、LGWANを用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・庁内連携システムから入手する場合、限定された回線を用いることで、情報漏えい・紛失等を防止している。 ・紙媒体及び電子媒体の申告書等は施錠できる場所等で保管し、鍵の管理は所管課等の長が行う。 ・マイナポータル申請管理から入手する場合、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等を防止している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	・発行管理：人事異動があった場合や権限変更があった場合には、端末管理者が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添った内容に変更する。 ・失効管理：端末管理者が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDを失効させている。	・発効管理：人事異動があった場合や権限変更があった場合には、所属長が、端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、その権限に添った内容に変更する。 ・失効管理：所属長が、権限を有していた職員の人事異動情報を確認し、異動退職があった際は端末起動が可能な職員情報を管理するとともに、アクセス権限を更新し、不要なIDを失効させている。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、端末管理者は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、管理表及び権限表を変更または削除する。	・端末起動が可能な職員情報を管理する管理表及びIDごとの権限表を作成している。 ・職員に異動等の事由が生じた場合、所属長は、職員及び権限の情報を確認し、業務上アクセスが不要となった職員について、管理表及び権限表を変更または削除する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	・税務システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセス記録項目：処理日時、職員情報、部署情報、端末情報、処理事由、宛名コード、処理内容など	・税務システム内での特定個人情報の更新・参照・発行の記録をアクセスログとして保管する。 ・アクセスログへの記録項目：処理日時、職員情報、端末情報、処理事由、宛名コード、処理内容など	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3.特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	【業務端末】 ・外部媒体へのデータの書き出しは、業務上必要なもの以外行わない。また、書き出しができる端末は限定しており、パスワード管理を行い、作業者も特定している。 【サーバ】 ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしている情報政策室での作業に限定されている。 ・システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。	【業務端末】 ・外部媒体へのデータの書き出しは、業務上必要なもの以外行わない。また、その書き出しができる端末は入退室管理をしている情報政策室内のみに設置しており、パスワード管理を行い、作業者も特定している。 【サーバ】 ・システム上、管理者権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、ファイルを複製しないよう、管理者権限を与えられた者を含め、職員・委託先等に対し指導する。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・委託業務の実施状況について、定例会議を月1回開催し報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	・委託業務の実施状況について、定期的に報告を受けるとともに、その記録を残す。 ・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 のルール 委託先から他者への提供に 関するルールの内容及びルー ル遵守の確認方法	・委託契約書により提供の禁止を明記してい る。	・委託契約書により提供の禁止を明記してい る。 ・委託先でのデータの保護状況について、必要 に応じ委託者が検査を実施できる旨を契約書 に明記している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 4.特定個人情報ファイルの取 扱いの委託 特定個人情報ファイルの提供 のルール 委託元と委託先間の提供に関 するルールの内容及びルール 遵守の確認方法	・システム保守運用委託やシステムオペレー ション委託については、業務実施場所を倉敷市 庁舎内に限っており外部への持ち出しを禁止し ている。 ・データパンチ業務委託については、入力原票 の受け渡し時に入力原票の種類・数量等を記 載した送付票の授受を行い、所管課と情報政策 室がそれを確認している。	・委託先の情報資産の保護体制、方法等をあら かじめ調査及び確認するとともに、秘密を保持 する等のため、その代表者及び従事者から誓 約書を徴収している。加えて、提供するデー タの指示された目的以外への使用及び第三者へ の提示を禁止する旨を契約書に明記している。 また、委託先でのデータの保護状況について、 必要に応じ委託者が検査を実施できる旨を契 約書に明記している。 ・データパンチ業務委託については、入力原票 の受け渡し時に入力原票の種類・数量等を記 載した送付票の授受を行い、所管課と情報政策 室がそれを確認している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 5.特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワー クシステムを通じた提供を除く) リスク3: 誤った情報を提供・ 移転してしまうリスク、誤った 相手に提供・移転してしまうリ スク	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関し ては、照会先から指定された検索条件に基づき 得た結果を適切に提供すること、また、税務シ ステムにおける論理チェックがなされた情報を 通知することをシステム上担保している。	【誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの 措置】 ・庁内連携システムを利用した提供・移転に関し ては、地方公共団体情報システムデータ要件・ 連携要件標準仕様書等に基づき適切に提供す ること、また、税務システムにおける論理チェ ックがなされた情報を通知することをシステム上 担保している。	事前	
	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク 対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去 されずいつまでも存在するリ スク 消去手順 手順の内容	＜本市における措置＞ ・保存期間を経過したデータベースに格納され た特定個人情報については、所管課がバッチ処 理にて消去している。 ・保存期間を経過した申告書等については、所 管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をして いる。	＜本市における措置＞ ・保存期間を経過したデータベースに格納され た特定個人情報については、バッチ処理にて消 去している。処理実施後、正しく消去されてい ることを所管課が確認する。 ・保存期間を経過した申告書等については、所 管課が文書管理規程に基づき廃棄処理をして いる。	事前	
	Ⅵ 評価実施手続 2.国民・住民等からの意見の 聴取 ②実施日・期間	令和6年7月25日(木)から令和6年8月26日 (月)まで	令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日 (火)まで	事前	
	Ⅵ 評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	令和6年7月3日(事前点検)、令和6年9月2日 (最終点検)		事前	
	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 課税台帳ファイル (1)住民税賦課台帳	－	システム変更による修正 【項目内容は別添2のとおり】	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 課税台帳ファイル (2)固定資産税賦課台帳	－	システム変更による修正 【項目内容は別添2のとおり】	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 課税台帳ファイル (3)軽自動車税賦課台帳	－	システム変更による修正 【項目内容は別添2のとおり】	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 収納管理台帳	－	システム変更による修正 【項目内容は別添2のとおり】	事前	
	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目 滞納整理台帳	－	システム変更による修正 【項目内容は別添2のとおり】	事前	